

大阪市告示第745号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による確認を辞退したい旨、同法第58条の6の規定に基づき届出があったので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和6年5月30日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・ 子育て支援提 供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て 支援施設等の 種類	確認を 辞退する 年月日
山西 敦心	Advance	大阪市鶴見区諸 口1－3－5 PKIDS内	認可外保育施設	令和6年 3月31日
医療法人錦秀 会	医療法人 錦秀 会 第一聖和保 育所	大阪市住吉区南 住吉3－4－4	認可外保育施設	令和6年 3月31日
有限会社高殿 チャイルドケ アセンター	高殿チャイルド ケアセンター	大阪市旭区高殿 6－6－17	認可外保育施設	令和6年 4月1日

（こども青少年局幼保施策部幼保企画課）